

第 68 号議案

豊後大野市景観条例の一部改正について

豊後大野市景観条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

景観法（平成 16 年法律第 110 号）の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市景観条例の一部を改正する条例

豊後大野市景観条例（令和元年豊後大野市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「第 16 条第 7 項第 11 号」を「第 16 条第 8 項第 12 号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。